蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成28年12月6日(火)午後1時30分												
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室												
出席委員	委 員	長	戸	谷	裕	治	副	委員	長	吉	田	正	昭
	委	員	石	原	裕	介	委		員	伊	藤	俊	-
	委	員	黒	Ш	勝	好	委		員	佐	藤		茂
	委	員	髙	阪	康	彦							
欠席委員	な	し											
委員外議員	板	倉	浩	幸									
会議事件	町	長	横	江	淳	_	副	町	長	河	瀬	広	幸
説明のた	産業建部	設長	志	治	正	弘	産部土課	業建 次長 木農	設兼政長	伊	藤	保	彦
め出席した者	上 下 水 道 課	道兼長	伊	藤		満	下課	水	道長	加	藤	満	政
職務のため出席した者	議	長	髙	阪	康	彦	議事	務局	会長	金	Щ	昭	田
	書	記	飯	田	和	泉	主		事	戸	﨑	智	信
付託事件	議案第	561号	<u>1</u> ,	蟹江化北									
	議案第62号			蟹江 制定			事業	の設	置等	等に	関す	る条	例の
	議案第65号			蟹江理条	町道	路占月					江町	公共	物管
	議案第66号		生蟹設団金	町豊 及び 及び 「	台団 5 管理 1 東水 5	也関に明台	び東 する 団地	水 条 作 ア	月台 列及 水道	び蟹 整備	江町 事業	豊台	

○委員長 戸谷裕治君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

付託案件の審査終了後に、所管事務調査を行いますので、ご承知おきください。

本日は、委員外議員として板倉浩幸議員が傍聴に来られております。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いいたします。 審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 戸谷裕治君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお 願いいたします。

なお、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、よろしくお願い 申し上げます。

最初に、議案第61号「蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 志治正弘君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんか。

○委員 黒川勝好君

本会議のときも、どなたかちょっと聞かれた方がみえると思うんですが、この推進委員を 2名つけたということで、どういうことだって聞かれたときに、何か現場活動を中心的に見る人だということを言われたんですが、農業委員って今まで委員の方がそういうことをされてたと思うんですけども。なぜ、これわざわざ2名をこういう名前を変えてつけたのか、もうちょっと詳しくわかったら説明をお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今回の改正につきましては、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんを設けなさいということに、法改正がなりました。

蟹江町の場合、213~クタールの農地がございまして、100~クタールに1人の最適化推進 委員さんを設けなさいということになってございますので、2名選出しないといけないとい うことになってございます。

内容につきましては、特に農地利用最適化推進委員ができた理由といたしましては、農地の集約化ということに力を入れなさいということで、今現在農地中間管理機構というものがございます。そんな中で、なかなか進んでかないという現状もありますので、国といたしましては少しでも農地を集約化したいために、農地利用最適化推進委員というものを使って、きちっと集約を図ってほしいというものの改正になったものでございます。

以上でございます。

○委員長 戸谷裕治君

ほかにございませんか。

○委員 吉田正昭君

すみません、今の農地集約化の話なんですが。その前に、これって法律が変わったので選挙じゃなくて推薦。

(「町長の任命制度になっています」の声あり)

町長の任命っていうことになると、その任命される方の選考っていうか、選ばれてくる人は、やはり地域に農業やってみえる人なのか、前は学識経験者というようなことで、1人とかこう、入ってたような気もするんですが、今回のそのメンバー構成っていうのはどのようになりますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今回の農業委員会の選出方法の変更につきましては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経まして、確実に就任されるよう見直されたものでございます。

これまでの選挙制度を廃止するとともに、議会推薦、農業協同組合推薦、農業共済推薦、 土地改良区推薦といった団体推薦という選任制は廃止されました。今後は、町議会も同様、 要件とする町長の任命制度に変わったものでございます。

このために、これからは事前に農業者から推薦公募を行いまして、応募者の中から農業に 関する知識及び経験を有する者、また、町内の農業の実情に精通した人、また、町内の農家 及び農業者の信頼を得ていること等の要件を満たされたみずからの創意工夫に基づき経営の 改善を進めようとする計画を持ってございますと町が認定した認定農業主さん、またはこれ に準ずる者であるということで、今後は選任をしていくような形になってまいります。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

非常に難しいというか、内容的にどうのこうのっていうふうに考えてしまうんですけど、 単純に言うと私が思うに、各校区がありますよね、そこの校区長ないしその地域の校区の代 表者が出てみえるっていう形に、単純にまだこれから、来年度の話ですよね。もう人選は地 区では進んでかもしれないんですが、単純に考えるとそんなようなことかなとは思うんです が。それだけ要綱があるとどうやって推薦するのか、そうやって人選するのかちょっとよく わからないんですが。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん、選出ということでございますが、まず実際のほうは公募を行います。公募を行うということは、農業に従事していない方も本来は手を挙げることはできるというものに変わってます。これが透明性なプロセスを経て、皆さんから農業委員さんを募集しようじゃないかというのが国の考えでございます。ただし、農業に先ほど言いましたとおり精通しているとか、事業をよく知ってみえるという方を挙げようとすると、最終的に農業者のほうから推薦というような形で挙げていただきます。その方が公募されるという形になってまいります。

そんな中で、何人かたくさん手を挙げられる方がみえるのか、地元としてこの人を代表として出したいんだっていうようなことで公募された場合、人数に達すればそれで終わりますし、人数に達せなければまた公募を行って最終的な決められた、うちでいくと12名の農業委員さんと、2名の推進委員さんを決めるというような形になってまいります。

○委員 吉田正昭君

公募ということは、やはりホームページとか、回覧板とかいろんなことで皆さんに周知をして手を挙げてくださいよということですよね。そうすると今の話だと誰でも手を挙げれるわけですよね。それで、その中でふるいに分ける方法としては農業に精通してるっていうような、農業をよく知る人っていうことになると思うんですが、公募資格等はそのようなことも考えられて公募をされるんですよね。誰でもいいわけじゃないでしょ。公募だから誰でもいいと思うんですけど。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

公募でございますので、誰もが手を挙げることができます。そうなりますと、じゃあ、そのへんの精通した人とかそういった方がどういうふうにわかるのっていうことに、最終的に人数がふえた場合は選考委員会というものを設置しまして、その選考委員会の中で農業の全部いろんな基準をうちのほうでつくりまして、そこに該当する、それがたくさんとれた人がやっぱりいい人だ、選考すべき人だっていうことで最終に振り分けをするような形になります。

○委員 吉田正昭君

町のやることだから間違いないと思いますので、よくその辺やっていただきたいと思います。

それからもう一つ、この推進委員2名なんですが、農業の集約化、農地中間機構の関係を

主に推進される、先ほど集約っていう言葉が出てあれなんですが。この2名はそれに主な仕事をされるというようなことの解釈でいいんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

吉田委員が言われましたとおり、結局よく精通した者でないっていうようなことがありますので、そうしますと実際今まで土地改良区推薦だとかそういったところでありますが、やっぱり地元でよく誰が土地を持ってみえてっていうようなことで、内容をやはりよく把握してみえる方でないと、推進委員さんっていうのは非常に仕事として難しいのではないかなっていうふうに考えております。

それで、実質最適化推進委員さんの役割としましては、先ほどちょっと述べるのに述べてない部分がございますので、ちょっと述べさせていただきますが、担当区域内での担い手への農業集積や農地パトロールをやっていただく。また、新規参入促進のための農地等の利用の最適化を日常的に行っていただく。あとは総会、農業委員会という総会に出席をしていただいて、担当区域の農地利用の最適化に関する報告など、権利移動の許可や転用に対し意見を述べることができますので、仕事としてはあくまでも集約化を責務としてやっていただくんですけど、それについての農業委員会にも出ていただいて発言等も認められます。なお、同じ特別な地方公務委員でございますので、農業委員さんとは変わりはございません。

○委員 吉田正昭君

農業委員さんと変わりない業務プラス集約化の仕事をするという解釈でいいんですよね、 これでは。いいんですよね。

そうしますと、今後農業委員会としては蟹江町の集約を進めるというふうに、農地の集約 を進めるっていうふうに解釈していいわけなんですよね。できますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今も、現在でございますが、農業委員会のほうに毎月でございますが実施して行っておりますが、農地の集約化と言うことで、オペさんのほうに今お願いをしているところで、どんどんふえていってございます。そのような形で集約化をしていくのが今現状の町の考えでございます。

○委員 吉田正昭君

ふえていっているのは、多分私も農家ですからわかると思います。担い手がなくなってくんですが、今蟹江町では基本的には2名の方というふうに認識してますが、その2名の方が 蟹江町全域をできるのかどうかということですよね。できますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君!

これは先ほど述べさせていただきましたとおり、国のほうが100へクタールに1人の推進 委員、100へクタールは見れるんだということで国が大きさを決めてございますので、蟹江 町は213へクタールですので、2名ということで最小限の人数は挙げさせていただいてござ います。

○委員 吉田正昭君

それは推進委員の話ですよね。私が言いたいのは……。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君 失礼いたしました、すみません、オペさん。

○委員 吉田正昭君

そうそう、そういうことなんですよ。将来やっぱり蟹江町も農地がある、農業者がいる、どうするんだっていう話になってくるじゃないですか。農業委員会でそういう話をしがてら今後の蟹江町の農業のあり方というのを検討していっていただかないと、今後いかないと思うんですよ。そうしますと、オペレーターさん2人、今確か2名だっていうふうに聞いていますが、足らなくなってくると思うんですよ。何平米やってみえるか知らないですけど、1人30平米か40平米が限界じゃないかなっていうことも聞いたことあるもんで。そうしますと、従業員の方入れるなり、飛島みたいに13件か何件かでみんな分けてしまうようにやるのか、今後のこれ農業委員会のシステムが変わるに当たり、蟹江町の農業のあり方っていうか農地を維持するあり方も考えていただいたほうが。ちょっと話がそれちゃったんですけど、いいので、農業委員会さんにひとつお願いしてきたいっていう思いがあって、ちょっと聞いているんですが、これ要望でいいです。

ということで、すみません。お願いします。

○委員長 戸谷裕治君

他にございませんか。

(「委員長、よろしいですか」の声あり)

ただいま、板倉浩幸議員から委員外議員として発言したいという申し出がありましたので、 会議規則第68条第2項の規定により、委員会の許可が必要となります。

お諮りいたします。

発言を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、発言を許可いたします。

○委員外議員 板倉浩幸君

すみません、委員外ですけれどもちょっと質問させていただけますか。

先ほど質問の中で選挙がなくなって、町長の任命ということでお聞きしたんですけど。そうすると、今までだと選挙で選ばれて、農家の代表っていうことで選ばれてるんですけど、町長からの任命だと、今まで独立した執行機関としてやられてきたと思うんですけど、それがどうなっていくのか、任命ということで。ちょっと伺いたいと思います。あと、そうすると任命した場合に、誰でも公募して農家の推薦とかで誰でもなれるということを今答弁あっ

たんですけど、そうすると農家だけでなく大企業も参入できるような感じなんですけど、定数いっちゃうとそこではねられる可能性もあると思うんですが、定数いってない場合に大手の参入でその辺の利害関係、銭もうけのために入って、そういうことになり得る可能性もあると思うんですけど、そういう場合の対応なんかはありましたらお聞きしたいのです。以上です。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほども述べさせていただきましたが、公募ということでホームページ等で公募するわけでございますが、そこにはきちっとした公募で挙がってきた方に対して、選考委員会っていうのを要綱で設けまして、その選考委員の中で本当に蟹江町の農業というものに対して、本当にこの方で大丈夫なのかっていうところの選考をしてまいります。それで、最終的に選任をするわけでございますが、そこについては選考委員会もありますし、先ほどの最適化推進委員さんは農業委員会の中で選びますので、まず今言ったように法人が入るっていうことはあり得ません。

それで、あとそれを今後どのようにやっていくかっていうことですけれども、そこにつきましてはあくまでも先ほど言った選考委員会で選ばれた者に対して、町長のほうからこの農業委員さんで任命をしていただくということになりますから、今言ったように大きな大手が入ってくるっていうようなことには選考委員会の中ではなれない状況になってこようかと思っております。

○委員外議員 板倉浩幸君

そうであるといいんですけど、やっぱり大手は何考えてるかわからないので、そういうことで利害関係で何とかもうけようっていう可能性も出てくると思うんですよ、じゃないですか。

(「農業ではもうからん」の声あり)

まあそうだとは思う。それで、あと今までだと先ほど言ったみたいに町長じゃない独立した、町と独立した執行機関だったやつが町長の任命で、その本当に全く関与しないっていうのか、そういう指揮をしていかないのか、その辺ちょっとわかりましたら。

○産業建設部長 志治正弘君

ちょっと整理して、私のほうからもう一回改めてご説明いたします。

るる次長から説明したとおりでございますけれど、流れとして、まず基本的には推薦公募になります。それで、そんな中で市町村長、まず町長になるんですけど、その推薦公募された情報を整理して公表する義務が生じます。それで、それをその段階で今議員が懸念されているようなことも含めてちゃんと精査すべきところがこの段階です。それを今度その結果を慎重に選任議案として作成した上で、これ議会の同意が必要になりますので、議会の同意を得て市町村長が任命という形の流れになりますので、ご心配されてるようなことはないもの

と思っております。 以上です。

○委員長 戸谷裕治君

もういいですか。

(「いいです」の声あり)

他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第61号「蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最 適化推進委員の定数を定める条例の制定について」原案どおり決定いたします。

次に、議案第62号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

- ○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君 ございません。
- ○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑にはいります。

質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

ちょっとお聞きしたいんですけど、排水人口っていうところなんですけど3万6,500人というふうにうたってあるんですけど、こんなにも、農地はあれでしょう、下水は行かないでしょう。これ、どういうあれでこういう人数が出てきているのか、ちょっとその辺。

○下水道課長 加藤満政君

この数字につきましては、平成22年に下水道の基本計画を制定させていただいている状況でございまして、そこで今の669へクタールというのは市街化調整区域のほうに行っても今の既存の家のところも含んだ面積をとりあえず入れさせていただいている状況でございます。ですから、こちらのほうの今の3万6,500人っていう、この数字につきましても平成37年を見越した、とりあえず今の計画人口ということで22年に計画をさせていただいた数字でござ

います。

○委員 佐藤 茂君

将来的に調整区域もということも含めて……

○委員長 戸谷裕治君

あの、すみません。発言をされるときは手を挙げて。

○委員 佐藤 茂君

すみません、わかりました。

○委員長 戸谷裕治君

いいですか。

ほかにございませんか。

○委員 吉田正昭君

すみません、第6条の、これちょっと聞いてきたいので申しわけないです。 会計事務及び決算の処理という、この内容を少し教えていただきたいんですが。

○下水道課長 加藤満政君

こちらのほうにつきましては、今まで時別会計で今対応を入れさせていただいておる状況 でございますけれど、あくまで決算のほうの仕事につきましてはそのまま会計管理者のほう で対応を進めていただくという流れをさせていただくということで進める考えでございます。

○委員 吉田正昭君

ごめんね、ちょっとよくわからないんだけど。まず会計管理者って誰になりますか。

○下水道課長 加藤満政君

すみません、会計室長の……。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

すみません、6条につきましては、一部適用ということでやりますので、普通でしたら水 道等の企業会計でございますと、決裁みんな私の権限でやっておるでございますけど、一部 適用ということでその決裁権者を会計管理者、町の会計の会計管理者です、が小切手を切っ たりということをしていただくということでございます。

○委員 吉田正昭君

要は、これで下水道は一つの単純に言うと会社になりますよね、それで会社でいえば会社の経理が全部やりますよね。そうすると今下水は水道局と同居しているもんで当然あそこに事業所の、企業でいえば本店登録しますよね。それで会計管理者はここの出納係にいますよね。普通会社でするんじゃないんですか。その辺の矛盾を、どうしてかなと思ったので聞いてみたかったんですよ、本来ならそこの事業所ですればいいことじゃないのかなと思ったもんで。

○下水道課長 加藤満政君

今回私のところの蟹江町の企業会計の移行につきましては、全部が、水道さんみたいに全 部移行するという持っていき方ではございません。あくまで一部適用という位置づけでござ いまして、申しわけないですけど会計の処理については、今の会計でお願いをさせていただ くということの作業でございますので。

○委員 吉田正昭君

そうすると、水道とはまた違う企業会計ということですよね。普通企業会計、私の頭の中では水道と一緒のことと思っていたんですけど、今回一部は企業会計で一部は今までどおりと、単純に考えればそういう流れの中でやっていきますよということですね。

(「そういうことでございます」の声あり)

わかりました。

○委員長 戸谷裕治君

ほかにございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第62号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例 の制定について」原案どおり決定いたしました。

次に、議案第65号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 志治正弘君

ございません。

○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

石原さん、先ほど何か少しお話しされてましたけど、そういうことも聞いていただいて。 (発言する声なし)

そうしましたら、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませ んか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第65号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第66号「蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例 及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正につい て」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

- ○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君 ございません。
- ○委員長 戸谷裕治君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。 質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

すみません、この条例とは関係ないんですけど、豊台と、それから東水明台、これ名古屋 市ですよね。引っ張ってきてるのは名古屋市の下水に接続してますよね。料金体系というの は、やはり水道料金の約2倍と、下水の料金体系はやっぱり一緒ですか。その辺を。

○下水道課長 加藤満政君

こちらにつきましては、金額は町の条例に基づいた金額でいただいて、名古屋市のほうに結局汚水の処理料という形で委託料として年2回払っております。名古屋市のお金につきましては、名古屋市の下水道料の料金で払っておりますので、少し名古屋市さんのほうがお安いものですから、少しお安く支払いは……。

○委員 吉田正昭君

それはこれから企業になるので、私はどういうふうに解釈してやっていただいても結構ですので、なるべく町民に対する平等性ということを、やっぱりその辺をちょっと考えてやっていただいたほうがいいのかなと思ったのでちょっとお聞きしたんですけど。すみません、管轄が。

○委員長 戸谷裕治君

他に質疑ございませんか。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することに決することにご異 議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第66号「蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」原案のとおり決定いたします。

以上で本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任をお願いいたします。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後2時02分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 戸谷裕治